

(2) 県から国への情報提供

【海岸防災課】

- | | |
|-----------------------|-----|
| ② 土砂災害防止法に関する取り組みについて | … 1 |
| ③ 土砂災害警戒区域等の指定状況 | … 3 |

○土砂災害防止法に関する取り組みについて

県内の土砂災害危険箇所は 1,000 箇所を超えており、ハード対策で安全を確保していくには膨大な時間と費用が伴うことから、併せてソフト対策を実施することで県民の安心・安全の確保に努めている。

【1】市町村長の避難指示の支援（土砂災害警戒情報の発表）

土砂災害警戒情報は、大雨警報発令中に土砂災害の危険度が高まった時に、気象台と共同で発表しており、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となる情報である。

令和4年度は、15市町村（那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村）に対し、延べ11回発表。

また、土砂災害警戒情報の発表基準の精度向上を図るため、平成30年度から令和元年度に総合流域防災対策事業で見直しを行い、令和4年5月に新たな発表基準に変更を行った。

見直しの技術的観点としては、

- ・新たな降雨データや土砂災害データに基づいた見直し。
- ・危険性が認められない降雨メッシュの除外
- ・災害補足率や空振り率、発表頻度を考慮した見直し等。

ただし、当該発表基準は降雨の状況等から予測可能な土砂災害を対象としており、深層崩壊、地すべり等は対象としていない。

【2】市町村の警戒避難体制等の推進（土砂災害警戒区域等の指定）

土砂災害警戒区域等の指定がなされた場合、市町村は警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項を定めること、及びハザードマップを作成し住民へ提供することとなっているため、土砂災害警戒区域等の指定推進に努めているところである。（土砂災害防止法第8条）

土砂災害警戒区域（イエロー）の指定は、令和5年3月までに、指定対象の33市町村において、1,259箇所を指定。

特別警戒区域（レッド）の指定は平成29年度より着手し、令和5年3月までに820箇所を指定。

土砂災害警戒区域（イエロー）、特別警戒区域（レッド）の未指定分は、関係市町村と協力し、早期に指定するよう取り組みを強化している。

- ※ 33市町村とは、伊平屋村、国頭村、今帰仁村、本部町、伊江村、大宜味村、東村、名護市、金武町、恩納村、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、中城村、北中城村、西原町、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、座間味村、渡嘉敷村、宮古島市、石垣市、竹富町。

【3】土砂災害に対する市町村の防災訓練の支援

市町村の防災訓練については、より充実した成果が得られるよう気象台その他関係機関とともに、訓練用気象情報の提供や情報伝達訓練を実施し支援を行っている。

今年度は、28市町村にて情報伝達訓練、5市村で住民参加型の避難訓練を実施した。

- ※ 28市町村とは、伊平屋村、国頭村、今帰仁村、本部町、伊江村、大宜味村、東村、金武町、恩納村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、中城村、北中城村、西原町、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、座間味村、渡嘉敷村、石垣市、竹富町

- ※ 5市村とは、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、読谷村、

【4】盛土による災害防止のための調査について

令和3年8月11日付け国関係省庁等より依頼があり、令和3年10月時点で本県における砂防部所管の盛土による災害防止のための総点検箇所数は182箇所であった。

沖縄市内で必要な災害防止措置が確認できなかった盛土については、令和4年度に盛土安全性の現況調査を実施したところ、安全性に懸念が確認された。

行政代執行による盛土撤去までに時間を要すことから、令和5年度より盛土監視、地すべり兆候観測のためのWEBカメラ、レーザー変位計を現地に設置した。

また、盛土の表層崩壊が発生した際、斜面下の住宅に被害が及ばないように、応急対策工事の実施設計を予定している。令和6年度は、実施設計を踏まえ、応急対策工事を予定している。

【5】土砂災害リスク情報整備事業について

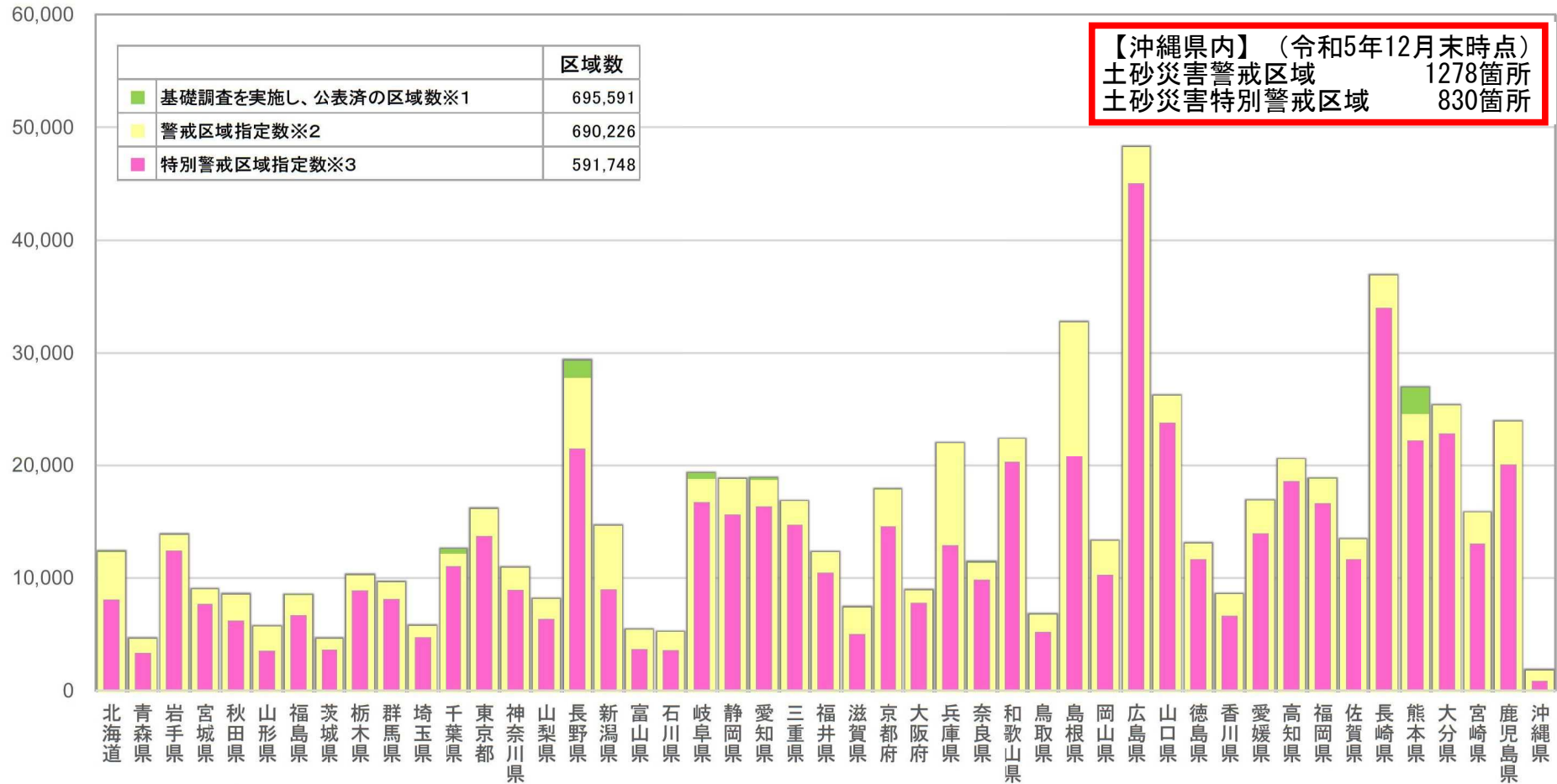
住民等に対し、土砂災害のおそれのある区域について周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等に理解を深め、避難の実行性を高めることを目的に土砂災害警戒区域及び関連する情報について周知するための標識及び看板を設置する。

本県では令和4年度より事業化しており、現在、標識デザインの設計業務中で令和5年度末完了予定である。本事業は標識及び看板を設置する市町村の協力が必要となることから、維持管理や住民対応に関する協議が整いしだい順次設置を行う。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和5年12月末時点)

(区域数)



※1. 基礎調査を実施し、公表済の区域数

当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。令和5年12月末時点の値であり、今後、変更の可能性はある。

※2. 土砂災害警戒区域（イエロー：警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法）

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド：開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。